

令和元年 10月1日から 幼児教育・保育の無償化がスタート

対象者・利用料

満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもの利用料が
月額 25,700 円まで無償となります。

（幼児教育・保育無償化の開始に伴い、幼稚園就園奨励費は9月に終了します。）

- ◆実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- ◆幼児教育・保育無償化に伴い、副食（おかず・おやつ等）の費用の補足給付制度が新設されます。対象は、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと第3子（※）の子どもです。
（※）小3までの子どもから順に第1子、第2子とかぞえて、第3子以降のこども
- ◆入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせ、月額 25,700 円まで無償となります。

預かり保育

保育の必要性のある3歳児（3歳になった日から最初の4月1日以降）
から5歳児（小学校就学前）までの子どもの利用料が
月額 11,300 円（※）まで無償となります。

（※）利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限額は 450 円です）。

（※）満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。
（月額 1 万 6,300 円が上限）

（※）幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額 1 万 1,300 円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

私学助成幼稚園を利用する全ての子どもが
施設等利用給付認定が必要となります。

園から配布される利用案内をご確認いただき、必要書類を園に提出してください。

※提出期限は園により異なりますのでご注意ください。

※鎌ヶ谷市内の幼稚園は全園私学助成幼稚園となります。